

環境活動レポート 2022



2022年8月1日

大東建設株式会社

環境活動レポート2022

1. 事業所の概要	1
2. 環境方針	1
3. 環境活動実施体制	2
4. 環境目標とその実績	3
5. 2021年度環境活動	3
6. 2021年度環境活動の取り組み結果の評価	4
7. 環境マネジメント等の環境経営に関する状況	6
8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	7
9. 環境コミュニケーションの状況	10

1. 事業所の概要

- 1-1. 事業所及び代表者氏名 大東建設株式会社 代表取締役社長 下徳 真也
1-2. 所在地 〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目51番3号 NS3ビル 7階
電話 03-5939-3500 FAX 03-5939-3510
1-3. 環境管理責任者氏名 代表取締役社長 下徳 真也
1-4. 担当者連絡先 電話 03-5939-1081 FAX 03-5939-1082
sm070460@kentak.co.jp 工事部 部長 佐々木 正人
1-5. 事業活動の内容 マンション等の建築施工管理
1-6. 事業の規模

活 動	範 囲	単 位	2019 年度	2020 年度	2021 年度
資本金	大東建設株式会社	百万	400	400	400
売上高	完工額(賃貸収入を除く)	百万	7385	5775	6525
従業員数	期末従業員数	人	94	89	87
事業所数	期末事業所数(本社+事業所)	箇所	5	4	4
完成件数	営繕工事を除く	件	29	25	22

2. 環境方針

2-1. 環境基本方針

私たちは全ての事業活動において、省資源、再利用、再資源(3R)に努め、地球環境の保全に積極的に取り組みます。また、建設事業者として、地域社会や自然との調和を重視し、良好な住環境作りに取り組みます。

2-2. 環境行動指針

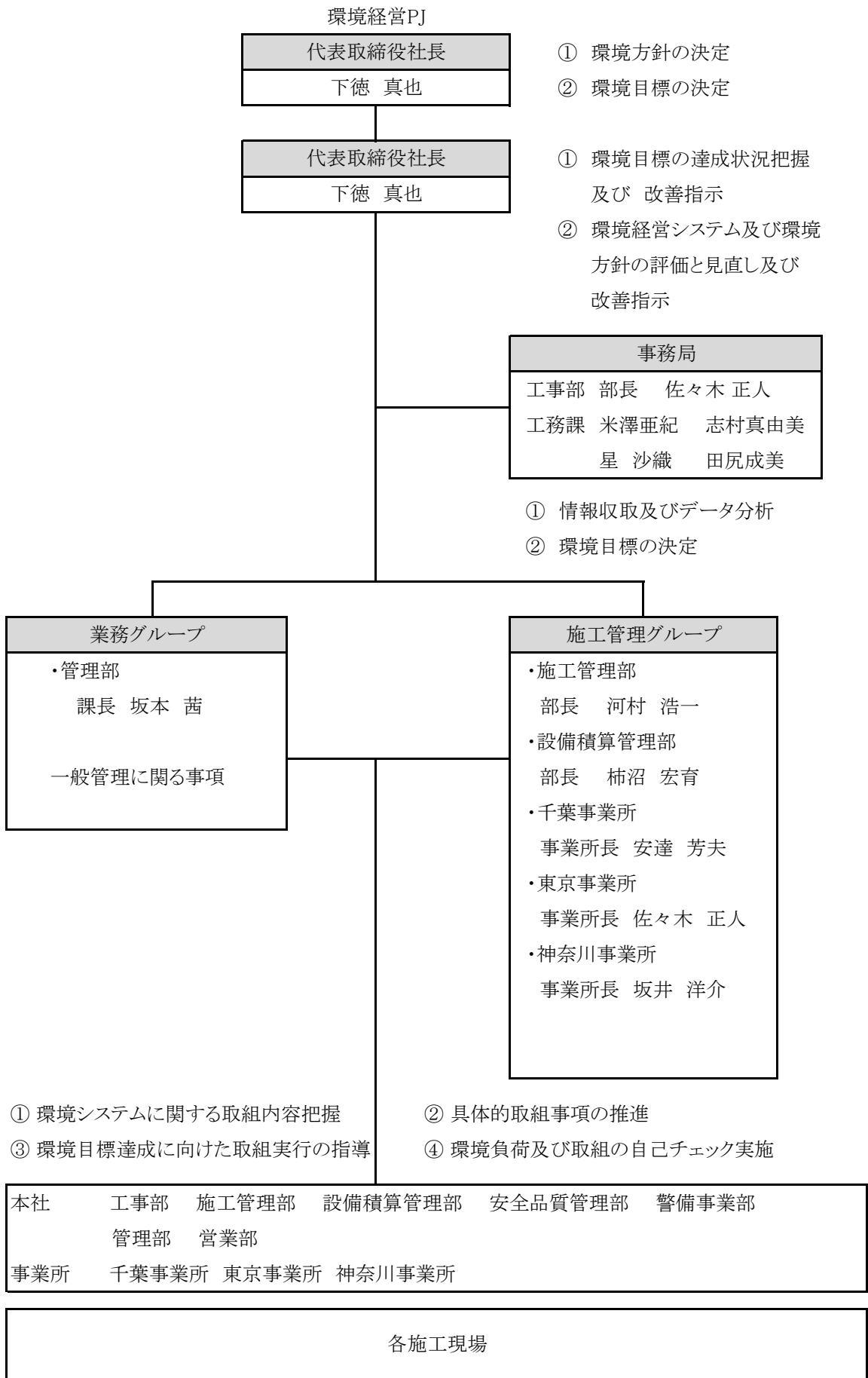
- 2-2-1. 私たちは、環境関連法規制を遵守し、事業活動を行っていきます。
2-2-2. 私たちは、事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、CO₂削減の為、省エネ活動に取り組みます。
2-2-3. 私たちは、廃棄物の適正処理に努め、排出量の削減に努めます。
2-2-4. 私たちは、地域社会と共同による環境保全、改善に積極的に参画します。

2022年 4月

大東建設株式会社

代表取締役社長 下徳 真也

3. 環境活動実施体制



4. 環境目標とその実績

4-1. 環境目標

- 4-1-1. 環境関連法令の対応に取り組む。
- 4-1-2. 自社の環境に即した環境教育に取り組む。
- 4-1-3. 省エネルギーへの取り組みを行い、2020年度比2.1%の削減に取り組む。
- 4-1-4. 省資源への取り組みを行い、2020年度比2.1%の削減に取り組む。

4-2. 2021年度環境行動計画

- 4-2-1. 環境関係法令の管理体制を強化し、改正時及び年1回(4月)対応状況を確認し遵守に取り組む。
- 4-2-2. 環境教育資料及び活動を行い、社員及び協力業者に対して計画的な環境教育の実施に取り組む。
 - ①社員に対して、環境教育及び活動を実施し、取り組みへの意識向上を図る。
 - ②協力業者に対して、会議等で当社環境への取り組みを周知し、双方の環境への意識向上を図る。
 - ③現場事務所等へポスターを掲示し、社員1人1人の環境保全への意識向上を図る。
- 4-2-3. 社有車保有を削減すること排気ガス排出量の抑制及びエコドライブの促進、冷暖房温度の徹底管理。
 - ①1所長2現場管理体制により、社有車での移動削減とエコドライブ促進による環境への取組を強化する。
 - ②クールビズ・ウォームビズの継続実施により、空調による温室効果ガスの排出削減に取り組む。
- 4-2-4. 書類の電子化及び使用済み用紙の再利用による廃棄物削減を図る。
 - ①部門共有サーバーでの保存管理を徹底し、書類のペーパーレス化の促進に取り組む。
 - ②裏紙専用のコピー機を継続設置し、支障のない資料については裏紙を利用することで廃棄物の削減を図る。

5. 環境活動

- 1 環境関係法令の管理体制を構築した。
- 2 四半期に1回の定例会議を通じ、各環境項目の現状と目標達成のための議論の場を設け、取組への意識向上を図った。
- 3 環境保全活動の企画ならびに実施。(年2回)
 - 2021年12月11日 荒川クリーンエイド・フォーラム主催。荒川河川敷のゴミ拾いを実施。
 - 2022年3月26日 樹木・環境ネットワーク協会主催。町田市三輪里山の環境保全活動を実施。
- 4 クールビズ・ウォームビズの実施。夏季期間(4月～10月)においては、事務所内のエアコン設定温度を26℃～28℃、冬季期間(11月～3月)においては、22度～24℃とすることにより、エネルギー使用量の削減を行った。
- 5 【Teams】の利用により、本社・事業所・現場間の移動を減らし、車両から排出されるCO₂排出量の削減に取り組んでいる。

- 6 紙による書類管理からデータ化することにより、ペーパーレス化を促進。
- 7 車両管理台数を減らし、燃料使用量の削減を図った。また、エコドライブの啓蒙や利用者単位で運転方法の指導を行い、より効率的な利用方法を推進し、燃費向上に取り組んでいる。
- 8 前年度より引き続きグリーン購入の推進を行った。

6. 2021年度の環境活動の取組結果の評価

6-1 環境への取組みの自己チェック

業務グループ、施工管理グループの各グループで自己チェックを実施し、加重平均ポイントとしました。

重要度・取組みについて、下記の基準でポイントを定めました。

【重要度】

廃棄物、温室効果ガス、耐久性、グリーン購入関連: 重大「3」

エコアクション21関連、コンプライアンス関連: かなり「2」

その他: 多少「1」

【取組み】

既に取り組んでいる: 「2」

さらに取組が必要: 「1」

取組んでいない: 「0」

対象項目389点に対し、得点は212点。得点率は54.4%でした。

6-2. 環境活動の取組み結果の評価

6-2-1 評価

1. 環境関係法令には、2011年度に構築した管理体制で対応している。
2. 節電運動として、省エネルギー(節電運動)による使用量の削減、冷暖房温度の徹底管理、グループ全体の取組であるクールビズ・ウォームビズの実施等、エコに繋がる動作を継続実施。
3. コピー用紙使用量の削減については、紙による書類管理からデータ化をすることによるペーパーレス化を実施。
4. 社有車管理台数を削減したことにより、燃料消費量が減少、Co₂排出量の削減に向けての取組みが出来た。
5. 省資源の取組みとし、グリーン購入の購入活動を継続実施。事務用品のグリーン購入適合商品の選定を意識的に行なった。しかしながら、事務所内什器・備品購入が発生したため、全体的に悪化してしまった。
6. 環境活動へ積極的に参加し、社員1人1人へ自然保護への意識向上を図った。

6-2-2. 見直し事項

コロナ禍による職場環境の変化により、多項目において目標値を大きく上回る結果となってしまいました。今後、このような社会情勢の変化にも対応できる体制構築を行っていきます。

社員全員が環境について意識を向上させるために、社内全体へ提案を行うなど啓蒙活動を継続的に実施します。また、自然保護活動へ積極的に参加をし、直接自然に触れることにより自然保護の重要性を再認識し、1人1人が環境への取り組みを推進していきます。

また機器・照明等の消灯を意識的に行うなど節電活動を継続的に実施します。

7. 環境マネジメント等の環境経営に関する状況

2010年度下期より、環境マネジメントシステムの考え方と取り入れ、省エネルギー性能、断熱性能、省電力、省エネルギー当については、更なる改善をしつつ環境経営に取り組みました。

8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

8-1. 環境法令規制等遵守チェックリスト

法令・規制

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物 汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、建設紙くず、建設繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コンクリート破片など「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」（平成20年4月1日施行）	2022. 08.31	適	佐々木部長
	特別管理産業廃棄物管理責任者、排出事業所、排出報告の届出	特別管理産業廃棄物（特に飛散性石綿系解体：廃石綿等）自治体により上乘せ基準	2022. 08.31	適	佐々木部長
	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出	排出事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら行う保管の届出（保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上の場所で行われるもの）	2022. 08.31	適	佐々木部長
	産業廃棄物管理票の写しの保存	当該管理票の写しを交付した日から5年間保存しなければならない（産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、委託者が管理票を交付しなければならないこととされている場合において、管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。ただし、処分受託者が、電子マニフェストを利用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた場合は、この規程は適用しない。）	2022. 08.31	適	佐々木部長
	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負う。元請業者を事業者とする。元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものも含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければならない。	2022. 08.31	適	佐々木部長
	多量排出事業者の処理計画及びその実施状況の報告の提出	産業廃棄物を多量に排出する事業者が作成することとされる産業廃棄物の減量その他処理に関する計画及びその実施状況の報告の提出。（前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上の事業場を設置している事業者・当該年度の6月30日までに提出）	2022. 08.31	適	佐々木部長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
建設廃棄物処理指針（建設廃棄物処理ガイドライン・建設廃棄物処理マニュアル）	産業廃棄物の処理、委託	産業廃棄物・汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、金属くず、ガラスくず建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など	2022.08.31	適	佐々木部長
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	解体・改修工事に伴う石綿等の除去作業等	大気汚染防止法に定める「特定建築材料（石綿等）」使用の工作物建築物の解体等の石綿飛散防止	2022.08.31	適	佐々木部長
大気汚染防止法	解体・改修工事に伴う「特定建築材料(石綿等)」の除去作業	特定粉じん等排出作業「吹付け石綿及び石綿含有の断熱材、保温材、耐火被覆材」使用建築物及び工作物	2022.08.31	適	佐々木部長
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	建設工事全般	一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象とする。	2022.08.31	適	佐々木部長
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量等の削減に関する特別措置法(自動車NOx法・PM法の手引き)	特定建物の新設	自動車需要を大きく生じさせる用途（「特定用途」劇場・ホテル・店舗・事務所・工場等）で一定規模以上のもの・「窒素酸化物重点対策地区」、「粒子状物質重点対策地区」	2022.08.31	適	佐々木部長
	ディーゼル乗用車の使用	本・支店の使用車両のうち、排出基準に適合していない車両・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の一部(特定地域)	2022.08.31	適	佐々木部長
建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針	マイクロバス、貨物車、クレーン車、コンクリートミキサー車など	協力会社の持ち込み車両など指定地域における削減努力	2022.08.31	適	佐々木部長
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)	ブルドーザ、クローラクレーン、くい打ち機、タワークレーン、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など	2022.08.31	適	佐々木部長
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)	解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等	特定物質（CFC等）を使用する設備からの排出抑制	2022.08.31	適	佐々木部長
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)	解体工事(改修工事)	冷媒用フロンの回収・破壊の措置・エアコン、冷蔵・冷凍機器(ショーケース、自販機、冷水器等々含む)	2022.08.31	適	佐々木部長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
騒音規制法	杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	特定建設作業・適用指定地域	2022. 08.31	適	佐々木部長
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、ブレーカー、舗装版破砕機を使用する	特定建設作業・適用指定地域	2022. 08.31	適	佐々木部長
悪臭防止法	悪臭発生の可能性のある作業（塗装工事・アスファルト防水工事・汚泥乾燥等）	都道府県知事が定めた規制地域	2022. 08.31	適	佐々木部長
土壌汚染対策法	指定地域内での土地の改変 3000m ² 以上の土地の形質変更	土工事 有害物質使用特定施設の廃止（跡地） 搬出の規制 搬出汚染土壌管理票 汚染土壌処理業許可 指定調査機関	2022. 08.31	適	佐々木部長
環境影響評価法の一部を改正する法律	環境影響評価法の対象事業についての手続き	①許認可が必要な事業 ②補助金が交付される事業 ③独立行政法人が行う事業 ④国が行う事業	2022. 08.31	適	佐々木部長
土壌の汚染に係る環境基準について（環境基本法）	土工事	工事開始後の汚染判明 埋没廃棄物等	2022. 08.31	適	佐々木部長
地下水の水質汚濁に係る環境基準について（環境基本法）	土工事	工事開始後の汚染判明 異臭地下水等の発生	2022. 08.31	適	佐々木部長
自然環境保全法	工作物等の設置	自然環境保全地域内 高さ10m以上床面積200㎡以上の建築物、高さ10m以上水平投影面積200㎡以上の工作物、その他	2022. 08.31	適	佐々木部長
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	工作物等の設置	生息地等保護区内 床面積200㎡以上の建築物、水平投影面積200㎡以上の工作物、鉄塔等30m以上その他	2022. 08.31	適	佐々木部長
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法（鳥獣保護法）	工作物等の設置	鳥獣特別保護区内 1ha以上の理立、20%以上の間伐、動植物の損傷等含む	2022. 08.31	適	佐々木部長
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第1種特定化学物質、第2種特定化学物質	物質及び使用製品の取扱事業者に対する技術上の基準適合義務・表示義務	2022. 08.31	適	佐々木部長
低炭素アクション	CoolBiz （クールビズ）	温室効果ガス削減のために、冷房時の室温を28℃に。	2022. 08.31	適	佐々木部長
	WarmBiz （ウォームビズ）	冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時に室温20℃で心地よく過ごすことのできるライフスタイル。	2022. 08.31	適	佐々木部長
	ライトダウン	地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」	2022. 08.31	適	佐々木部長

8-2. 環境慣例法規への違反・訴訟等について

対象項目	該当機関	件数	適否	確認者
関連法規に係る違反	2021年4月1日～ 2022年3月31日 確認日： :2022年6月30日	0	敵	工事部 工務課
関連法規に係る訴訟		0	敵	工事部 工務課
関連法規に係る行政指導		0	敵	工事部 工務課
関連法規に係る行政処分		0	敵	工事部 工務課

【2021年4月1日～2022年3月31日の期間において、関連法規に係る違反、訴訟、行政指行政処分はありませんでした。なお、2006年4月1～2021年3月31日の期間においても、関連法規に係る違反、訴訟、行政指導はありませんでした】

9. 環境コミュニケーションの状況

【環境コミュニケーションに関する方針、目標、計画、取り組み状況、実績等】

近隣およびお施主様からの要望は、施工管理部が把握し対応しています。
2009年度からは、環境活動レポートを作成し取り組みを開始いたしました。
今年度も継続して環境コミュニケーションに取り組みます。

以上